

# 國學院大學栃木短期大学 斯花会 親睦会等助成に関する規程

## 第1条（目的）

本規程は、國學院大學栃木短期大学斯花会会則第4条第5項に基づき、会員が主催する各種の会合やイベント（以下「親睦会等」という）に対し、会費または運営費の一部を助成することにより、会員相互の親睦交流の深化および会員の知識・技術の向上への支援を目的として定める。

## 第2条（対象）

助成の対象は、次のすべてを満たす者とする。

1. 斯花会会則第5条に規定する会員を対象として開催する親睦会等
2. 前項に規定する会員が5名以上参加する親睦会等
3. 報告書の内容や写真をWEBサイト・広報誌等に掲載することに同意した親睦会等

## 第3条（助成の基準）

親睦会等への助成は、次のとおりとする。

1. 助成は同一親睦会等に対し年1回を上限とする。
2. 助成金額は、次のとおり算出する。  
2,000円×親睦会等助成に関する規程第2条第1項に規定する会員参加者数  
ただし、親睦会等に要した費用がその金額に満たない場合は親睦会等に要した費用を上限とする。

## 第4条（申請）

助成を希望する親睦会等の主催者は、開催日の1か月前までに「親睦会等助成金申請書」（別紙様式①）を斯花会事務局に提出しなければならない。

## 第5条（助成の決定）

助成は、斯花会事務局の確認を経て決定する。

## 第6条（報告）

助成の決定を受けた親睦会等の主催者は、開催日から1か月以内に以下の各号に定める書類を提出しなければならない。

- (1) 親睦会等開催報告書（別紙様式②）
  - (2) 開催案内の文書またはメールの文面が分かるもの
  - (3) 親睦会等参加者名簿（別紙様式③）
  - (4) 全員が写った集合写真1枚
  - (5) 親睦会等に関する領収書の写し
2. 主催者は、親睦会等の開催後、短期大学WEBサイトへの記事掲載を含む広報活動に協力するものとする。
  3. 斯花会事務局は直近の役員会に報告する。

## 第7条（助成の交付）

斯花会事務局は、報告書の受領後1か月以内に助成金を支給する。

## 第8条（改廃）

この規程の改廃は、斯花会役員会又は同代表幹事会の議により行う。

## 附 則

この規程は令和8年4月1日に制定し、令和8年4月1日から施行する。